（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部改正）

第五条　原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二十三年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第三十五条に次の一項を加える。

2　機構は、前項の業務のほか、次の業務を行う。

一　賠償法第十七条の八第一項の規定により行うこととされた事務

二　前号に掲げる業務に附帯する業務

第三十六条の三第一項中「第三十五条第五号」を「第三十五条第一項第五号」に改める。

第五十八条の二を次のように改める。

（区分経理）

第五十八条の二　機構は、次に掲げる経理については、主務省令で定めるところにより、それぞれその他の経理と区分し、特別の勘定を設けて整理しなければならない。

一　廃炉等積立金に係る経理

二　第三十五条第二項の業務に係る経理

第五十九条第三項中「限り、」の下に「前条各号に掲げる経理に係る勘定以外の一般の勘定（次項において「一般勘定」という。）の」を加え、「第三十五条第二号」を「第三十五条第一項第二号」に改め、同条第四項中「毎事業年度、」の下に「一般勘定において」を加え、「ある場合において」を「あるとき（第三項に規定する一般勘定にあっては」に、「」とする」を「）」とする」に改める。

（原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部改正に伴う経過措置）

第六条　前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第七条　民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十九年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第百四十七条中原子力損害の賠償に関する法律附則第四条第一項の改正規定の前に次のように加える。

第十八条の二（見出しを含む。）中「中断」を「完成猶予」に改める。

第百四十八条中「前条の規定による改正前の原子力損害の賠償に関する法律」を「旧賠償法」に、「前条の規定による改正後の原子力損害の賠償に関する法律」を「新賠償法」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

施行日前に和解の仲介（前条の規定による改正前の原子力損害の賠償に関する法律（次項において「旧賠償法」という。）第十八条第一項に規定する和解の仲介をいう。）の申立てがされた場合におけるその申立てに係る時効の特例については、前条の規定による改正後の原子力損害の賠償に関する法律（次項において「新賠償法」という。）第十八条の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第百五十六条及び第百五十七条を削り、第百五十八条を第百五十六条とし、第百五十九条を第百五十七条とし、第七章中同条の次に次の二条を加える。

（原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第百五十八条　原子力損害の賠償に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

附則第四条中「附則第一条ただし書に規定する改正規定による改正後の」を削る。

第百五十九条　削除

（政令への委任）

第八条　附則第二条、第四条及び第六条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
法務大臣　山下　貴司
文部科学大臣　柴山　昌彦
経済産業大臣　世耕　弘成

サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成三十年十二月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第九十一号

サイバーセキュリティ基本法の一部を改正する法律

サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三条」を「第二十四条」に、「第二十四条―第三十六条」を「第二十五条―第三十七条」に、「第三十七条」を「第三十八条」に改める。

第十三条中「第三十二条第一項」を「第三十三条第一項」に改める。

第三十七条中「第三十条第二項」を「第十七条第四項又は第三十一条第二項」に改め、同条を第三十八条とする。

第四章中第三十六条を第三十七条とし、第三十三条から第三十五条までを一条ずつ繰り下げる。

第三十二条第一項に後段として次のように加える。

この場合において、当該求めを受けた者は、正当な理由がある場合を除き、その求めに応じなければならない。

第三十二条を第三十三条とし、第三十一条を第三十二条とする。

第三十条第一項を次のように改める。

本部は、次の各号に掲げる事務の区分に応じて、当該事務の一部を当該各号に定める者に委託することができる。

一　第二十六条第一項第二号に掲げる事務（独立行政法人及び指定法人におけるサイバーセキュリティに関する対策の基準に基づく監査に係るものに限る。）又は同項第三号に掲げる事務（独立行政法人又は指定法人で発生したサイバーセキュリティに関する重大な事象の原因究明のための調査に係るものに限る。）　独立行政法人情報処理推進機構その他サイバーセキュリティに関する対策について十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有するとともに、当該事務を確実に実施することができるものとして政令で定める法人

二　第二十六条第一項第四号に掲げる事務　サイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整について十分な技術的能力及び専門的な知識経験を有するとともに、当該事務を確実に実施することができるものとして政令で定める法人

第三十条を第三十一条とし、第二十九条を第三十条とする。

第二十七条第三項中「第二十五条第一項第二号から第四号まで」を「第二十六条第一項第二号、第三号及び第五号」に、「第三十一条」を「第三十二条」に、「第三十二条」を「第三十三条」に改め、同条を第二十八条とする。